

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当
日に
は、
休
む
日
の
翌
日
に
あ
る
日)

第4918号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和53年1月24日 火曜日

目次

- ◆ 告 示 字の区域の変更
保安林予定森林
解除予定の保安林
土地改良法による換地処分
- ◆ 選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◆ 公 告 あん摩マツサージ指匠師、はり師及びきゆう師試験の実施

告 示

鳥取県告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩本地区岩本谷工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
昭和五十三年一月二十四日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十二年五月七日現在の地番による。)
大字八橋字中瀬	大字八橋字中瀬のうち二四二九の一、二四三〇から二四三二の一まで、二四三三の一、二四三四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字中嶋田	大字八橋字中瀬二四二九の一、二四三〇から二四三二の一まで、二四三三の一、二四三四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字御建山西二七三二の三、二七三五の三及び二七三五の四、大字八橋字ネレケ坪三二九九から三三〇七まで、三三一一〇の三から三三一二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字中嶋田の全域、大字八橋字上粟子三三二一の一、三三二二の一、三三二二の五、三三二二の三、三三二三の一及び三三二三の二、大字八橋字細見谷口三二九〇の一部並びに大字八橋字小畑ノ前三二九五の一の一部、三二九五の二から三二九六まで、三二九七の一部、三二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字ネレケ坪	大字八橋字ネレケ坪のうち三二九九から三三〇七まで、三三一〇の三から三三一二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字八橋字御建山西</p>	<p>大字八橋字御建山西のうち二七三二の三、二七三五の三及び二七三五の四以外の区域</p>
<p>大字八橋字小畑ノ前</p>	<p>大字八橋字下膳棚三二八一の一、三二八二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字細見谷口三二八九の五、三二八九の六、三二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字小畑ノ前のうち三二九五の一の一部、三二九五の二から三二九六まで、三二九七の一部、三二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋字下膳棚</p>	<p>大字八橋字下膳棚のうち三二八一の一、三二八二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋字細見谷口</p>	<p>大字八橋字細見谷口のうち三二八九の五、三二八九の六、三二九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋字門田</p>	<p>大字八橋字岩本坂ノ下三二五五の一の一部並びに三二四九、三二五〇の一、三二五〇の三、三二五五の一、三二五五の三及び三二五五の四と一体をなす国有地の一部、大字八橋字大窪田三二六〇の一部、三二六一、三二六二の一の一部、三二六四の一、三二六六の一の一部、三二六六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字門田のうち三二六七の一の一部、三二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字岩本坂ノ北三三二七の三、三三二七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字上粟子三三二二の一、三三二三の五、三三三</p>
<p>大字八橋字上粟子</p>	<p>二五の一、三三二五の二及び三三二六並びに三三二二の一、三三二三の四、三三二三の五、三三二五の一、三三二五の二及び三三二六と一体をなす国有地</p>
<p>大字八橋 字岩本坂ノ北</p>	<p>大字八橋字岩本坂ノ北のうち三三二七の三、三三二七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋 字岩本坂ノ下</p>	<p>大字八橋字黒見ヶ淵三三一九の一の一部、三三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字袖ノ内三二二の一の一部、三三二二の二の一部、三三二四の一部、三三三三の二、三三三四の一部、三三三五及び三三三六並びに三三二二の一、三三二二の二、三三二四、三三二七の一、三三二九、三三三一、三三三二、三三三三の二、三三三四、三三三五、三三三六と一体をなす国有地の一部、大字八橋字岩本坂ノ下のうち三三三九の一部、三三五五の一の一部、三三五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三三九、三三五〇の一、三三五〇の三、三三五五の一、三三五五の三及び三三五五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八橋字大窪田三二五八の一の一部、三二五九、三二六〇の一部及び三二六六の一の一部並びに</p>

大字八橋字大窪田	<p>三二五七の二、三二五八の一、三二五九、三二六〇及び三二六六の一と一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字門田三二六七の一の一部、三二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八橋字黒見ヶ淵	<p>大字八橋字黒見ヶ淵三二二四の二の一部、三二二五の一、三二二五の二の一部、三二二五の三、三二二五の四、三二二六の一、三二二六の四、三二二九の一の一部、三二二〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字袖ノ内三二二一の一から三二二四までの一部、三二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字岩本坂ノ下三二二九の一部、三二五五の一の一部、三二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字大窪田のうち三二五八の一の一部、三二五九、三二六〇の一部、三二六一、三二六二の一の一部、三二六四の一、三二六六の一及び三二六六の二並びに三二五七の二、三二五八の一、三二五九、三二六〇、三二六一及び三二六六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八橋字黒見ヶ淵	<p>大字八橋字黒見ヶ淵のうち三二二四、三二二四の二、三二二五の一から三二二五の四まで、三二二六の一、三二二六の四、三二二九の一、三二二〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八橋字八幡田	<p>大字八橋字松木渡三一五六の四、大字八橋字八幡田のうち三一八三の四以外の区域、大字八橋字黒見ヶ淵三二二四、</p>
大字八橋字袖ノ内	<p>三二二四の二の一部及び三二二五の二の一部、大字八橋字袖ノ内三二二二から三二二四までの一部、三二二五、三二二六及び三二二七の二並びに三二二二から三二二四まで、三二二五から三二二七の二まで及び三二二九と一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字膳棚三二二一の二、三二二二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八橋字膳棚	<p>大字八橋字袖ノ内のうち三二二一の一から三二二六まで、三二二七の二及び三二二三の二から三二三六まで並びに三二二一の一から三二二七の二まで、三二二九から三二三二まで及び三二二三の一から三二三六までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八橋字東八幡田	<p>八字八橋字東八幡田三一七七、三一七八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字膳棚のうち三二二一の二、三二二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字八橋字松木渡	<p>大字八橋字東八幡田のうち三一七七、三一七八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字八橋字御道ノ前	<p>大字八橋字松木渡のうち三一五六の四以外の区域並びに大字八橋字八幡田三一八三の四</p>
大字八橋字御道ノ前	<p>大字八橋字御道ノ前のうち三一四五の一部、三一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字曲り田三一六〇の四の一部、三一六一の一部、三一六</p>

大字八橋字前田	<p>二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字前田三一一五の四の一部、三二二〇の二の一部、三二二〇の二、三二二一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八橋字曲り田	<p>大字八橋字曲り田のうち三二六〇の四の一部、三二六一の一部、三二六二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字八橋字御道ノ前三一四五の一部、三二四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字八橋字塔ノ本	<p>大字八橋字郷ヶ坂三〇三五の一から三〇三六まで並びに三〇三三の一、三〇三四の一及び三〇三五の一から三〇三六までと一体をなす国有地、大字八橋字塔ノ本の全域並びに大字八橋字大石田三二二四の五、三二二五の二、三二二六の三及び三二二〇並びに三二二四の五、三二二五の二、三二二六の三及び三二二七から三二三〇までと一体をなす国有地の一部</p>
大字八橋字郷ヶ坂	<p>大字八橋字郷ヶ坂のうち三〇三五の一から三〇三六まで並びに三〇三三の一、三〇三四の一及び三〇三五の一から三〇三六までと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字八橋字大石田	<p>大字八橋字大石田のうち三二二四の五、三二二五の二、</p>
大字八橋字瀧ヶ谷口	<p>三二二六の三及び三二二〇並びに三二二四の五、三二二五の二、三二二六の三及び三二二七から三二三〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八橋字防主ヶ谷	<p>大字八橋字防主ヶ谷二八八二の二並びに大字八橋字瀧ヶ谷口のうち三〇四二の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字八橋字竹下石丸	<p>大字八橋字防主ヶ谷のうち二八八二の二以外の区域</p>
大字八橋字滝山峰	<p>大字八橋字滝山峰二九〇一の三、大字八橋字竹下石丸の全域並びに大字八橋字瀧ヶ谷口三〇四二の一及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
大字八橋字牛飼谷口	<p>大字八橋字滝山峰のうち二九〇一の三以外の区域</p>
大字八橋字蛭谷	<p>大字八橋字蛭谷二七〇五から二七〇七まで、二七〇九及び二七一一〇並びに大字八橋字牛飼谷口のうち二七二五から二七二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字御建山ノ南二七四四の二及び二七四四の三</p>
大字八橋字御建山ノ南	<p>大字八橋字御焼口二六八六の二の一部、二六九四から二六九七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字蛭谷のうち二七〇五から二七〇七まで、二七〇九及び二七一一〇以外の区域、大字八橋字牛飼谷口二七二五から二七二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字御建山ノ南二七四四の二及び二七四四の三</p>

<p>大字八橋 字御建山ノ南</p>	<p>大字八橋字御建山ノ南のうち二七四四の二及び二七四四の三以外の区域</p>
<p>大字八橋字禦焼口</p>	<p>大字八橋字家ノ下二六七四の一部、二六七六の一部、二六七七の一部、二六八三、二六八四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字禦焼口のうち二六八六の二の一部、二六九四から二六九七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八橋字家ノ下</p>	<p>大字八橋字牛飼屋敷二六五八の二、二六五九の二、二六六〇、二六六一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字家ノ下のうち二六七四の一部、二六七六の一部、二六七七の一部、二六八三、二六八四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八橋字牛飼屋敷</p>	<p>大字八橋字牛飼屋敷のうち二六四八、二六四九、二六五八の二、二六五九の二から二六六一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八橋字家ノ上</p>	<p>大字八橋字牛飼谷奥二六〇九の二の一部、二六一三及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字家ノ上の全域並びに大字八橋字牛飼屋敷二六四八及び二六四九</p>
<p>大字八橋字牛飼谷奥</p>	<p>大字八橋字牛飼谷奥のうち二六〇九の二の一部、二六一三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第四十八号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

- 米子市夜見町字砂浜三〇八八の二〇、字砂浜三〇九一の一〇、三〇九一の一、字砂浜三〇九五の一七、字砂浜三〇九七の二三、三〇九七の二四、字砂浜四三〇一の一、字砂浜五三〇三の二七、三一〇三の二八、和田町字浜田灘東一の六、字御崎川尻北三〇九九の四、三〇九九の六、三一〇〇の三、字東灘北三一五〇の五、三一五〇の七、字上大灘東北三一五一の一七、三一五一の一、字上松中東三二七三の七、字下灘屋敷東三二七四の一、三二七四の一五、三二七四の一七、三二七四の一、字中屋敷東三四三六の二、三四三六の二、三四三六の三、字灘中屋敷東三四三七の二、三四三七の二六、三四三七の三〇、三四三七の三三、字上灘屋敷東三六一〇の二、三六一〇の一七、三六一〇の二、字二割屋敷東三六八八の一八、三六八八の二〇、三六八八の二四、大篠津町字東五七の二四、五七の三一、五七の三二、字安田三八四の一五、字東ノ式七二一の三七、七二一の三八

(二) 指定の目的

飛砂の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ巷七の一四、七の一五、字砂浜ノ式八の一〇、八の一、字砂浜ノ参二五の一三、字砂浜の四 二九の一七、小篠津町字上灘一の一〇、字中灘二二六の一四、字御崎灘二五七の六、二六五の九、字下灘二八九の一〇、新屋町字川向前三三四五の二五

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

一の(三)に同じ。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに米子市役所及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字西ノ前八六五の一、八六六の一、八六九の一、八七〇の一 (以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る岩本地区岩本谷工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和五十二年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選

挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二六六九人

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和53年1月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

学科試験 昭和53年2月15日 午前9時から

実地試験 昭和53年2月16日 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和53年2月4日(郵送による場合は、昭和53年2月2日までの消印のあるものは、有効とする。)

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。